

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案（抜粋）

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
29	宮城県、三重県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に係る手続の見直し	総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止	総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後30年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。	総合保養地域整備法第4条、第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	鳥取県、福岡県	平成16年の「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針」の改正により「政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直す必要がある。」とされ、当該基本方針に基づき政策評価を実施し、その結果同意基本構想を廃止する等の見直しを行った団体が相当数あることを踏まえれば、提案団体が政策評価を実施できない具体の理由や支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。